

## 感染症の取り扱いについて

本校では感染症発生の際の取扱を以下のように致しております。下記を熟読された上、早めの連絡をお願いいたします。なお、報告を受けた以前にさかのぼっての出席停止は取扱ができませんので、ご理解とご協力をお願いし致します。

### \* 感染症

第1種 (法定伝染病)	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎（ポリオ）・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群・鳥インフルエンザ（H5N1に限る）
第2種 (学校伝染病)	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）・百日咳・麻疹（はしか）流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）風疹・水痘（水ぼうそう） ・咽頭結膜熱・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎
その他 (医師の指示 によるもの)	感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）・サルモネラ感染症・溶連菌感染症 ・マイコプラズマ感染症・急性細気管支炎・A型肝炎・B型肝炎・带状疱疹 疹・手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ・アタマジラミ・伝染性軟 属腫（水いぼ）・伝染性膿疹（とびひ）・疥癬・皮膚真菌症 等 全19種

- ① 第1種～第3種は、生徒が病院を受診し、診察の結果、医師から学校感染症の診断を受けられたら学校へ連絡（電話で結構です。）をお願いいたします。連絡を受けた時点で出席停止扱いとなります。また、連絡はその日の午後4時45分（日課終了時刻）までにお願いします。
- ② その他の感染症については、医師から「感染する可能性があるので学校を休んでください。」という指示があった場合のみ出席停止として取り扱います。
- ③ 学校への連絡については、医師の診断書等は必要ありません。電話等で学校に連絡される時に病院名と診断名（病名）及び受診時刻、医師の指示内容等を必ずお知らせください。

\* 何かご不明な点、ご質問等がございましたら保健室までおたずね下さい。